

I 利用上の注意

1 調査の目的

経済センサス-活動調査（以下「活動調査」という。）は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業等を対象とする各種統計調査の母集団資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、経済センサス活動調査規則（平成 23 年総務省・経済産業省令第 1 号）によって実施される。

3 調査の期日

平成 28 年経済センサス-活動調査は、平成 28 年 6 月 1 日現在で実施した。

4 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業について行った。

- (1) 大分類A－農業・林業に属する個人経営の事業所
- (2) 大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
- (3) 大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類 792－家事サービス業に属する事業所
- (4) 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所

5 集計について

- (1) この「平成 28 年経済センサス-活動調査（製造業）石川県結果概要」は、製造業について「平成 28 年経済センサス-活動調査」（以下「28 年活動調査」という。）の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計したものである。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと。
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること。

このため、産業横断的集計における製造業の結果とは集計対象が異なっており、数値は一致しない。

- (2) この「平成 28 年経済センサス-活動調査（製造業）石川県結果概要」において、「平成 28 年」、「平成 27 年」、「平成 24 年」（下線のある年次の数値）及び「平成 23 年」の数値は「活動調査」の結果に基づくもので、その他の年次の数値は「工業統計調査」（以下「工業統計」という。）の数値である。

また、28 年活動調査においては、事業所数及び従業者数については、調査対象のうち、個人経営調査票による調査分を含んだ集計結果であるのに対し、それ以外の項目については、これらの調査分を含まない集計結果である。

(3) 従業者数、付加価値額の項目は、工業統計の集計における定義に合わせた形で再集計（具体的な算式は、「6 用語及び集計項目の説明」における該当項目を参照）しており、「産業横断的集計」における集計事項とは異なっている。

(4) 製造品出荷額等などの経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン> http://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf

(5) 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第 2 位で四捨五入している。

該当数値がないもの及び分母が 0 等のため計算できないものは「－」とした。また、増減は、数値がマイナスのものは「▲」で表した。

四捨五入による単位未満のものは、「0」又は「0.0」で表した。

「X」は、集計対象となる事業所が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が 1 又は 2 の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。更に平成 27 年が秘匿する必要のない箇所であっても、増減比較をする対象年次が秘匿であった場合、増減率を「X」とした。

(6) 時系列比較に用いた工業統計については、以下の点に留意されたい。

平成 19 年については、事業所の捕捉を行ったため、事業所数及び従業者数の前年比については時系列を考慮し、当該捕捉事業所を除いたもので計算している。

また、平成 19 年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、「製造品出荷額等」、「付加価値額」、「原材料使用額等」については平成 18 年以前の数値とは接続しない。

6 用語及び集計項目の説明

(1) 事業所

調査日（活動調査：平成 28 年 6 月 1 日、平成 24 年 2 月 1 日、工業統計：調査年 12 月 31 日）現在で、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1 区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 従業者

調査日（活動調査：平成 28 年 6 月 1 日、平成 24 年 2 月 1 日、工業統計：調査年 12 月 31 日）現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は従業者に含めない。

なお、常用雇用者とは、以下における「有給役員」、「正社員・正職員」、「パート・ア

アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

- ① 個人事業主及び無給家族従業者とは、実際に事業所を営んでいる個人業主と個人業主の家族で無報酬で常時就業している者をいう。
- ② 有給役員とは、法人、団体の役員(常勤、非常勤は問わない。)で、役員報酬を得ている人をいう。なお、重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「正社員・正職員」に含まれる。
- ③ 常用雇用者とは、以下のア、イをいい、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」に分けられる。
 - (ア) 事業所に常時雇用されている者
 - (イ) 期間を定めずに雇用されている者又は 1 か月以上の期間を定めて雇用されている者
- ④ 正社員・正職員とは、常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人をいう。
なお、取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して一般職員と同じ給与規則によって給与の支払を受けている者も含む。
- ⑤ パート・アルバイト等とは、常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている人をいう。
- ⑥ 出向・派遣受入者とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。
- ⑦ 臨時雇用者とは、常用雇用者以外の雇用者で、1 か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

(3) 現金給与総額

平成 27 年 1 年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与(期末賞与等)の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいう。

※個人経営調査票による調査分を含まない。

(4) 原材料使用額等

平成 27 年 1 年間における次の①～⑥の合計をいう。

※個人経営調査票による調査分を含まない。

- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
- ② 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいう。
- ③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- ④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

- ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。
- ⑥ 転売した商品の仕入額とは、平成 27 年 1 年間に於いて、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。

(5) 製造品出荷額等

平成 27 年 1 年間に於ける次の①～③及びくず・廃物の出荷額の合計をいう。

※個人経営調査票による調査分を含まない。

- ① 製造品出荷額とは、当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成 27 年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいう。
 - (ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - (イ) 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）
 - (ウ) 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成 27 年中に返品されたものを除く）
- ② 加工賃収入とは、平成 27 年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
- ③ その他収入額とは、上記①、②及びくず・廃物の出荷額以外の収入額をいう。

(6) 生産額（従業者 10 人以上の事業所）

下記算式により算出している。

※個人経営調査票による調査分を含まない。

$$\begin{aligned} \text{生産額} &= \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \end{aligned}$$

(7) 付加価値額（従業者 29 人以下は粗付加価値額）

下記算式により算出している。

※個人経営調査票による調査分を含まない。

- ① 従業者 30 人以上
 - 付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)
 - + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)
 - (消費税を除く内国消費税額 (*) + 推計消費税額)
 - 原材料使用額等 - 減価償却額
- ② 従業者 29 人以下
 - 粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)
 - 原材料使用額等

* : 消費税を除く内国消費税 = 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計

(8) 製造品在庫額・在庫率（従業者 30 人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業の事業所に支給して製造される委託生産品も含まれる。

また、在庫率は下記算式で算出している。

※個人経営調査票による調査分を含まない。

在庫率＝製造品在庫額÷製造品出荷額等

(9) 有形固定資産（従業者 30 人以上の事業所）

平成 27 年 1 年間における数値であり、帳簿価額によっている。

※個人経営調査票による調査分を含まない。

- ① 有形固定資産は、「土地」、「建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）」、「機械及び装置（附属設備を含む）」及び「その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等）」をいう。
- ② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額であり、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。
- ③ 有形固定資産額の投資総額は下記算式により算出している。

有形固定資産の投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

(10) 敷地面積（従業者 30 人以上の事業所）

平成 27 年 12 月 31 日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などのある敷地と、道路（公道）、堀、柵などにより、明確に区分される場合又はこれらの敷地の面積が、何らかの方法で区分できる場合は除く。

※個人経営調査票による調査分を含まない。

(11) 工業用水量（従業者 30 人以上の事業所）

事業所が生産のために使用する用水（従業者の飲料水、雑用水を含む）をいう。

また、「1 日当たり用水量」とは、1 年間に事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものをいう。

※個人経営調査票による調査分を含まない。

7 集計に用いた産業分類及び産業の決定方法

集計に用いた産業分類については、以下の点に留意されたい。

(1) 原則、日本標準産業分類に準拠しているが、以下のものは相違している。

集計に用いた産業分類	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

(2) 表、グラフ等で用いる産業分類名の省略は以下のとおりである。

産業中分類	略称
09 食料品製造業	食料品
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ・飼料
11 繊維工業	繊維工業
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	木材・木製品
13 家具・装備品製造業	家具・装備品
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
15 印刷・同関連業	印刷
16 化学工業	化学工業

17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
18	プラスチック製品製造業(別掲※を除く)	プラスチック製品
19	ゴム製品製造業	ゴム製品
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
22	鉄鋼業	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業	非鉄金属
24	金属製品製造業	金属製品
25	はん用機械器具製造業	はん用機械
26	生産用機械器具製造業	生産用機械
27	業務用機械器具製造業	業務用機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
29	電気機械器具製造業	電気機械
30	情報通信機械器具製造業	情報通信
31	輸送用機械器具製造業	輸送用機械
32	その他の製造業	その他の製品

※「中分類 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322	モデル・模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

(3) 事業所の産業の決定方法は、次のとおりである。

① 一般的な方法

- (ア) 製造品が単品のみの事業所にういては、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定する。
- (イ) 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定する。次に、その決定された 2 桁番号のうち、前記と同様な方法で 3 桁番号（小分類）、さらに 4 桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付とする。

② 特殊な方法（特殊格付）

「中分類 22 鉄鋼業」の一部（一般的な方法による格付けで細分類が 2211、2241、2249、2471、2479 となるもの）については、原材料、作業工程、機械設備等により産業を決定している。

8 地区別区分

地区別区分は以下のとおりである。

- ・加賀地区 かほく市以南
- ・能登地区 羽咋郡以北

9 その他

- (1) この「平成 28 年経済センサス-活動調査（製造業）石川県結果概要」は、本県が独自に集計したものであり、総務省及び経済産業省が公表した「平成 28 年経済センサス-活動調査結果（製造業）」の数値と相違することがある。
- (2) この「平成 28 年経済センサス-活動調査（製造業）石川県結果概要」は、下記の石川県統計情報室ホームページでご覧いただけます。

石川県統計情報室ホームページ <http://toukei.pref.ishikawa.jp/>